

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	平成 29 年 5 月 18 日（木）午前 11 時 30 分
閉会日	平成 29 年 5 月 18 日（木）午前 11 時 45 分
場 所	長久手市役所西庁舎 2 階 第 7・8 会議室
出席委員	委 員 長 さとうゆみ 副委員長 山田かずひこ 委 員 大島令子 加藤和男 林みすず 山田けんたろう
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 福祉部長 中西直起 次長 成瀬 拓 次長（長寿・福祉・健康推進担当） 中野智夫 保険医療課長 林 元美 課長補佐兼国保年金係長 名久井洋一 <div style="text-align: right;">計 6 名</div>
職務のため出席した者の職氏名	議長 伊藤祐司 議会事務局長 福岡隆也 書記 飯田純子
会議録	別紙のとおり

委員長 開会宣言
市長 あいさつ

承認第2号

保険医療課長 承認第2号長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明

林委員 国民健康保険税の軽減が拡大し、対象世帯が30世帯増加するが2割、5割の対象世帯は国保加入者全体の何パーセントか。

保険医療課長 平成28年12月末時点の世帯数で算出すると、2割軽減世帯は10.4パーセント、5割軽減世帯は9.9パーセントである。また、7割軽減世帯は19.5パーセント、軽減世帯全体では39.8パーセントである。

大島委員 軽減の基準となる収入額の変化についての説明で、軽減基準収入額とあるが、所得ではないのか。

課長補佐 実際の軽減判定は所得で行う。条例改正後、給与収入で2人世帯の場合、2割軽減は収入額212万円以下が対象、所得にすると131万円以下が対象となる。5割軽減は収入額152万円以下が対象、所得にすると87万円以下が対象となる。

大島委員 国保加入者は自営業の方が多いと思うが、どのように2割、5割軽減に該当するかの判定をするのか。

課長補佐 軽減判定所得の基準額は、改正後の2割軽減であれば「33万円＋被保険者数×49万円」によって算定している。被保険者数と住民税申告の所得額に応じて軽減判定を行い、その世帯の所得が基準額以下になれば軽減対象となる。

林委員 平成27年5月の国民健康保険税条例の改正時に、今後は2人世帯のみではなく他の世帯のモデルも例示していきたいと答弁されているが、2人世帯以外の試算は行ったのか。

保険医療課長 本市の国保加入者の世帯ごとの分類を調べてみたが、1人世帯及び2人世帯が全体の82パーセントを占めていたため、2人世帯を例示した。

林委員 短期被保険者証と資格証明書発行の世帯数はどうか。

保険医療課長 本市では資格証明書は発行していない。短期被保険者証の発行世帯数は、平成29年3月1日交付分で174世帯である。有効

期限 6 か月が 30 世帯、3 か月が 122 世帯、来庁通知を出して有効期限を決めているものが 22 世帯である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

承認第 2 号長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、全員が賛成。

承認第 2 号は、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前 11 時 45 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

平成 29 年 5 月 18 日

教育福祉委員会委員長